

# 「松浦市住みたい・住み続けたいまちづくり条例」とは？

平成 27 年 4 月  
松浦市まちづくり推進課

## 制定の背景

近年の急速な少子高齢化の進行及び都市部への過度の人口集中により、地方都市は人口減少に直面しています。松浦市においても、市町合併を行った平成18年1月に27,804人(\*)だった人口が、平成26年11月には24,335人(\*)となっており、約3,500人も人口が減少している状況です。

地域の活力を維持・創出していく上で、定住人口の維持・拡大は必要不可欠です。そこで、松浦に住みたい・松浦に住み続けたいと思われるまちづくりを推進していくため、基本的な考え方を条例として定めたいと考えています。



\*・・・住民基本台帳に基づく人口(日本人)

## 条例素案の概要

### 1. 目的

- ・上記のような人口減少の現状を鑑みて、定住人口の維持・拡大を目指す必要があります。
- ・市民一人ひとりが安全・安心で潤いのある豊かな生活を営むことができ、松浦市に住んで良かったと実感できる、住みたい・住み続けたいまちづくりに取り組むこととし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、基本的な考え方を条例として定めることとします。

### 2. 「定住」の捉え方

- ・定住とは、生活の拠点を定め、本市に住民登録した上で継続して居住し続けることを指します。
- ・本条例に基づき各種施策を実施し、本市に定住者を増やしていくことを目指します。

### 3. 基本理念

- ・住みたい・住み続けたいまちづくりに取り組み、松浦市への定住を促進することで、活力ある地域社会を維持し、将来に向けて松浦市を活性化させていくことを目指します。

#### 4. 基本施策

・基本理念に基づき、定住促進に必要な施策を実施するため、必要な予算措置を講じるよう努めることとします。

・出産、子育て、住宅支援等の個別事業についての支援も必要ですが、次の事業区分により、松浦での暮らしを支援できるよう総合的な施策の在り方を検討し、重点的に取り組むこととします。

(1) 結婚、妊娠、出産及び子育てを包括的に支援する事業

(2) 学校教育、生涯学習、文化活動その他の学びの場の充実に係る事業

(3) 住宅の確保及び居住の継続を支援する事業

(4) 就業の機会の創出及び仕事と生活の調和を図る環境整備を支援する事業



(5) 年齢や障害の有無にかかわらず社会活動に参加することができる共生の地域づくりを支援する事業



・今後、定住促進に必要な施策を講じるにあたっては、情報収集及び調査等を行うとともに、実施する事業の周知についても積極的に取り組むこととします。

#### 5. 推進体制

・定住促進は、市の各種事業に関わる取り組みです。情報を共有し、総合的に定住促進に必要な施策を実施していくためにも、全庁的な推進体制を整備することとします。

#### 6. 関係者等との連携

・定住促進に必要な施策の検討及び実施にあたって、市民及び市内事業者と協力をお願いします。

・国及び県に対しても、協力を求め、国県事業との連携などにより事業効果を高めるよう努めます。

#### 7. その他

・本条例は、定住促進に向けて住みたい・住み続けたいまちづくりに取り組んでいくための基本理念、基本施策を示すものです。

・定住促進に必要な施策の実施にあたっては、個別に制度を設けて運用していくこととします。